

青森県報

第二千七百五十一号

平成十九年
三月七日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則……………	(総務学事課) ……
青森県身体障害者福祉センター規則の一部を改正する規則	(障害福祉課) ……
告示	
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課) ……
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) ……
農地法第三条第二項第五号の別段の面積の一部改正……………	(構造政策課) ……
飼料の試験の結果の概要……………	(畜産課) ……
保安林の指定解除……………	(林政課) ……
道路の区域の変更……………	(道路課) ……
道路の供用の開始……………	(同) ……
公 告	
特定商取引に関する法律第八条第二項の規定による公表……………	(県民生活課) ……
地籍調査の成果の認証……………	(農村整備課) ……
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(同) ……
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………	(建築住宅課) ……
建設業者の許可の取消し……………	(五所川原 県土整備 事務所) ……
右 同……………	(同) ……

出 先 機 関

規 則

土地改良区の役員の退任……………	(農林水産 事務所) ……
土地改良事業の工事の完了……………	(同) ……
正 誤	
平成十九年二月二十三日定例告示中……………	(団体経営 改善課) ……

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

青森県行政書士法施行細則(昭和五十年六月青森県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二号様式の表中「母題」を「職員」に改める。

第三号様式の表中「母題」を「職員」に改め、同様式の裏中「当該職員」を「当該職員」に、「当該職員」を「当該職員」に改め、同様式の裏中「当該職員」を「当該職員」に改める。

「第23条の2 第13条の22第1項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ又は回避した者は、30万円以下の罰金に処する。」

「第23条の2 次の名号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。」

(2) 第13条の22第1項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は回避した者は、30万円以下の罰金に処する。

改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県身体障害者福祉センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県身体障害者福祉センター規則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉センター規則（平成十七年四月青森県規則第六十四号）の一部を次のとおり改正する。

第三条第一項第一号中「（その日が次号に掲げる休日当たるときは、その翌日以後のその日に最も近い当該休日でない日）」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第七条第一号中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
松本医院	むつ市柳町二丁目一の七	平成一九・三・七

青森県告示第百五十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ポニー薬局	上北郡七戸町字影津内九八の九	平成一九・三・一

青森県告示第百五十五号

平成十八年四月一日青森県告示第二百八十六号（農地法第三条第二項第五号の別段の面積）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

農地の表十アールの項中「北津軽郡中泊町のうち、平成十七年三月二十七日現在における小泊村」を削り、同表二十アールの項を次のように改める。

二十アール	青森市のうち、昭和三十七年九月三十日現在における野内村 五所川原市のうち、昭和三十年三月三十日現在における十三村 及び脇元村 及び脇元村 むつ市のうち、平成十七年三月十三日現在における大畑町 西津軽郡鰺ヶ沢町のうち、昭和三十年三月三十日現在における 鰺ヶ沢町 下北郡大間町、風間浦村及び佐井村 三戸郡南部町
-------	---

農地の表三十アールの項中「五戸町及び」を削る。

青森県告示第百五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十九年二月六日収去させた飼料の試験

の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。
平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の査 水分%	
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24-6	回 在	伊藤忠ニュースターターB	19.2	18.2	3.0	1.21	0.67	2.3	6.1						2,910	13.9	
		マザーB B ノーサン印子豚育成用配合 飼料のびざかり子豚H	19.2	16.7	4.2	3.63	0.62	2.3	12.5						2,760	12.5	
			19.2	17.5	5.9	1.08	0.55	2.4	5.5					81.1		13.7	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分に対する過不足量等を示す。

青森県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。
平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
つがる市木造越水屏風山二の三六
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 保安林解除の理由
ダム用地とするため

青森県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年四月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

5			
国 道			
一〇一号			
五所川原市大字七ツ館字虫流八九の五から 五所川原市大字七ツ館字虫流八九の五まで		五所川原市大字七ツ館字虫流九二の七から 五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一三七の一四まで	
後	前	後	前
二二・五〇メートルまで	九七・〇〇メートルまで	一一・〇〇メートルまで	一一・二〇メートルまで
三〇七・〇〇メートル	三〇七・〇〇メートル	三一・一〇メートル	三一・一〇メートル

青森県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年四月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 三三八号	下北郡佐井村大字佐井字黒岩四六の二から 下北郡佐井村大字佐井字黒岩無番まで むつ市川内町松川稲沢二九の一から むつ市川内町松川稲沢二二一まで むつ市大平町七九五の一から むつ市大平町無番まで	平成一九・三・七 " " " "
国道 三三九号	北津軽郡中泊町大字小泊字青岩二から 北津軽郡中泊町大字小泊字青岩一まで	"
県道 油川線	青森市大字新城字山田四八一の四から 青森市大字新城字天田内一七四まで	"
県道 八戸大野線	三戸郡階上町大字田代字平畑三の一から 三戸郡階上町大字田代字銭時四の四四まで	"

公 告

特定商取引に関する法律第八條第二項の規定による公表

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の一部の停止を命じたので、同条第二項の規定により公表する。

平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 ユニバーサルジャパン
- 二 氏名

国道 一〇一号	五所川原市大字七ツ館字柏枝六九から 五所川原市大字七ツ館字虫流八九の二まで 五所川原市大字七ツ館字虫流八九の五から 五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一三七の一四 まで	"
県道 二戸田子線	三戸郡田子町大字田子字七日市二一の三から 三戸郡田子町大字田子字天神堂平一七の一ま で	一九・三・三

毛利友信

三 営業所の所在地

北海道余市郡余市町黒川町四丁目九九

四 業務停止の期間

平成十九年三月二日から同年六月一日まで

五 停止業務の範囲

青森県の区域内における訪問販売に関する業務のうち次に掲げるもの

1 売買契約又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結について勧誘をすること。

2 売買契約又は役務提供契約の申込みを受けること。

3 売買契約又は役務提供契約を締結すること。

地籍調査の成果の認証

むつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
むつ市	川守町の一部 宇田町の一部	

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、緩沢下地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年三月八日から同年四月五日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成十九年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第十四条の規定により公告する。

平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成十九年七月一日（日）午前十時から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成十九年九月十六日（日）午前十一時三十分から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成十九年七月二十二日（日）午前十時から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成十九年十月十四日(日) 午前十一時三十分から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成十九年四月一日(日) から同月六日(金) まで

(二) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.jp>) に おいて、必要な事項を入力し申込みこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込書受付期間

平成十九年四月九日(月) から同月十三日(金) まで (ただし、八戸市での受付は同月十日(火) までとする。)

(二) 受験申込書受付場所

(1) 青森市安方二丁目一四〇 青森県観光物産館アスパム

(2) 八戸市一番町二丁目九の三一 八戸地域地場産業振興センター・ユートリー

(三) 受験申込書類及び添付書類等

(1) 受験申込書(受験申込前六月以内に撮影した縦五・五センチメートル、横四センチメートルの無帽、無背景、正面上三分身を写した証明写真をちよう付したもの)

(2) 受験資格があることを証明する学校卒業証明書、検定合格証明書、その他実務経験についての証明書

(3) 受験申込用紙の請求先

社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科試験 平成十九年八月二十八日頃

(二) 設計製図試験 平成十九年十二月六日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科試験 平成十九年九月十一日頃

(二) 設計製図試験 平成十九年十二月六日頃

四 その他

試験に関する問い合わせについては、社団法人青森県建築士会(電話〇一七七三 二八七八) に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 澤野農機

二 氏名 澤野 清

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字福野田字増田一の三四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一五四二六号

五 取消年月日 平成十九年二月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年二月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成十九年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 赤城建設
- 二 氏名 赤城 正
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉三四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第二二七〇号
- 五 取消年月日 平成十九年二月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 土木、建築、塗装、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 平成十八年十二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、奥

正 誤

発行年月日 平成一九・二・三 第二七四六号	区分 告示	番 号 第一一九号	ページ 二	段 行 下 表中	誤
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇の三 山 本 利 雄					正
西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四五の八 三 浦 政 助					

団体経営改善課

入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。
 平成十九年三月七日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	工藤與之美	上北郡おいらせ町新田二〇の一	平成一九・二・三

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。
 平成十九年三月七日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
坪毛沢地区区画整理事業	坪毛沢地区共同 施行	平成一九・二・三〇
第二柳原地区区画整理事業	第二柳原地区共 同施行	一九・二・六

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県
 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
 毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭